

令和2年11月 日

御中

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会  
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)  
※団体としての意見

## 令和3年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業から寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえのない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となっています。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはならず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。

平成20年に制定された生物多様性基本法は、ナショナル・トラスト活動を推進するために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めています(第8条、第21条第3項)。平成27年4月に施行された「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」も、自然環境トラスト活動を推進するために税制上の措置を講ずるよう努めることを国に求めています。(第11条第2項)。

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系を将来世代へと手渡していくため、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、当面(令和3年度)の予算・税制等に関して、次の6点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル  
TEL:03-5979-8031 FAX:03-5979-8032

## 1. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する固定資産税、不動産取得税の非課税措置の創設

ナショナル・トラスト活動により取得した土地に対する固定資産税、不動産取得税について、非課税や減免、課税免除及び不均一課税の規定適用（地方税法第 6 条、第 73 条の 4 第 1 項第 7 号、第 73 条の 31、第 348 条第 2 項第 12 号、第 367 条、各地方自治体の税条例）の申請を行っています。申請に対する回答は、地方自治体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する認識の差異により、非課税や減免となることもあれば、群馬県、岩手県などで非課税や減免とならないこともあります。非課税等の規定適用の申請手続きには多大な労力も必要とされ、この点について、全国のトラスト活動団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるナショナル・トラスト活動を続け、またさらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が多々寄せられています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体により取得した土地に対する固定資産税、不動産取得税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望いたします。

## 2. ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置の創設

個人が自然環境や生物多様性の保全を目的に、所有している自然地を、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体に寄贈したいという声が多くあります。しかし、現行の税制においては、このような公益目的の寄附であっても、時価による譲渡が行われたものとみなし、譲渡益に対し課税する「みなし譲渡課税」の制度（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）が適用されます。この点について、租税特別措置法第 40 条では、公益を目的とする事業を行う法人への財産の贈与、遺贈については、国税庁長官の承認が得られた場合については非課税とする制度が用意されています。

しかし、寄附の時点では非課税となるかの判断がつかず、また、ナショナル・トラスト活動をその非課税措置の対象とする公益活動とみなすか否かについての判断も明確ではなく、また、承認を求める手続きは多大な労力が必要とされ、ナショナル・トラスト活動を推進する立場からは、時代の要求に合致しない制度となっているのが現状です。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を予め非課税とする制度の創設を要望いたします。

### 3. 「国民の生存基盤」である生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設

生物多様性・自然生態系は、国民の生存基盤として、地球温暖化の防止、防災・減災、自然体験・環境教育の場の提供等の様々な生態系サービスを、私たちに提供します。こうした生態系サービスは、自然がまだ比較的多く残る地方が主な供給源となっていますが、その恩恵は、都市住民を含め国民全体に及ぶものです。

環境省では、国民の暮らしが森里川海の自然の恵みに支えられていることから、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを進めています。

森里川海を保全・再生しつなげる取組を国民運動として進め、地方創生を実現するため、生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全・再生に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設を要望いたします。

#### (公財) 埼玉県生態系保護協会の「水のトラスト」

～埼玉や東京で暮らす人々の水源地、秩父の森を買い取り守る～

(公社) 日本ナショナル・トラスト協会の会員である (公財) 埼玉県生態系保護協会では、「水のトラストしよつ基金」を設置し、私たちの生存基盤である清らかな水、おいしい空気、土壌、そして多くの生きものを育む美しい森を「永遠に」保全するナショナル・トラスト活動を展開しています (埼玉県秩父市・小鹿野町・毛呂山町)。



2002年の基金立ち上げから2020年10月までに **1,589** 件の寄附を集めています。

相続や利権などで所有者が次々と変わったり不明となったり、さらには外国資本による山林取得も懸念されるなか、日本ナショナル・トラスト協会とも連携し、「市民・企業の寄附の力で」これまでに約 **1,692ha** の水源地の森を取得しています。

## 4. 生物多様性・自然生態系を保全・再生していくための税制のグリーン化

持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、生物多様性・自然生態系を積極的に守り再生していくことが必要です。

一方で、人間の生産活動により、大気汚染や、CO<sub>2</sub>が大量に大気圏に排出されたことに伴う気候変動といった問題が起きています。自然生態系は、多様な生物を基本的構成要素としてその他、健全な大気、土、水等の要素がそろってはじめて維持され、全体のバランスを保つことができるものであり、こうした問題は、生物多様性、そして自然生態系の破壊、ひいては私たちの生活や生命をも脅かすことにつながるものです。

生物多様性・自然生態系を維持し、持続可能な地域づくり・国づくりを実現していくためには、地球温暖化対策や大気汚染対策などを積極的に講じていくことが重要です。

そのための政策ツールとして、あらゆる経済主体に影響を与えることのできる税制は非常に重要なものであり、税制の一層のグリーン化、特にカーボンプライシングについて、専門的・技術的な議論を進めていただくよう要望いたします。

## 5. 所有者不明土地を含む「放置土地」を、グリーンインフラとして、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりに活かす新たな土地制度の構築

所有者不明土地問題への対応として、所有者不明土地法が平成30年度に制定されました。ただし、これは問題解決に向けた第一歩にすぎず、所有者不明土地を含め、全国各地に見られる広大な「放置土地」を、今後の地域づくり・国づくりに当たり、国としてどのように位置づけるかは、大きな課題です。

この点について、所有者不明土地法案の国会審議では、人口減少社会を迎え、「土地を自然に還す」という発想が重要との指摘がなされました。

「土地を自然に還す」、例えば山地での自然林の再生、低地での湿地の再生は、生物多様性・自然生態系の保全・再生のほか、土砂災害や水害の防止・軽減効果等、様々な効果が期待でき、近年、欧米ではこれを「グリーンインフラ」と称しています。

「放置土地」が増え続ける中、国においては、所有者が土地の所有権を放棄することができ、条件が合えば、国がその土地を譲り受けることができる仕組みができないかの検討が一部で始まっています。

(公社)日本ナショナル・トラスト協会及び当協会と連携して活動している(公財)日本生態系協会では、優れた自然環境とされる土地でなくとも、日常的な管理が必要とならない山林や原野等(不法投棄等のおそれのある土地を除く)について、これまで数多く寄付の相談を受け、公益のため、実際に取得してきました。こうしたトラスト活動は、公益的機能を発揮できる土地をグリーンインフラとして保全するとともに、所有者不明土地の増大抑制にも貢献するものです。

こうした私たち民間セクターの力の活用も視野に、所有者不明土地を含む「放置土地」をグリーンインフラとして、人口減少時代における持続可能な地域づくり・国づくりに活かす新たな土地制度の構築を要望いたします。



出所：(公社)日本ナショナル・トラスト協会資料



## 6. 「生物多様性・自然生態系」を土台とした SDGs の推進

2015 年に国連で「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が、ミレニアム開発目標に代わる新たな国際目標として示されました。



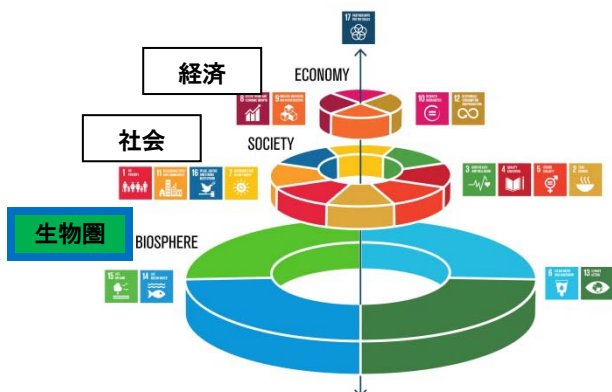
出所：外務省ウェブサイト「JAPAN SDGs Action Platform」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

SDGs は 17 の目標から成っており、各目標間の関係について、SDGs の基礎となる概念を提供したヨハン・ロックストローム氏（ストックホルム・レジリエンス・センター所長、ストックホルム大学教授）等は、下左図を示して、社会・経済は生物圏、健全な地球を土台とする、としています。

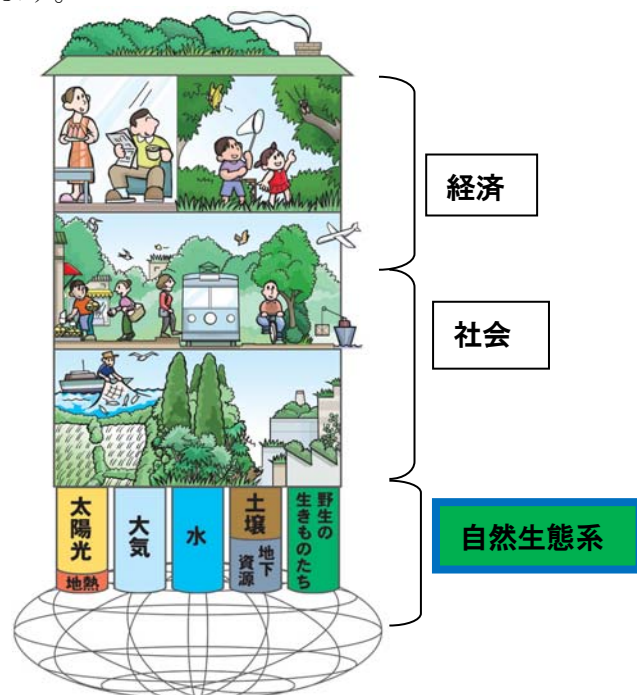
当協会と連携して活動している（公財）日本生態系協会では、下右図等を用いつつ、20 年以上前から、①「自然生態系」が社会・経済の基盤であること、②その自然生態系が崩壊しつつあることから、③その保全・再生の重要性を各所で提言するとともに、具体的活動を行っています。

日本では、SDGs のこの階層構造への理解が浸透しておらず、社会・経済に関する取組と比較して、生物多様性・自然生態系の保全・再生に向けた取組は、少ししか行われていません。この図から分かるように、生物多様性の保全・再生なくして、社会・経済面の目標の達成、ひいては、SDGs 全体の達成はあり得ません。

「生物多様性・自然生態系」を土台とした SDGs の推進、すなわち「生物多様性・自然生態系」に関する取組の重点化を要望いたします。



出所：Azote Images for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University 2016  
 (<https://www.stockholmresilience.org/images/18.36c25848153d54bdba33ec9b/1465905797608/sdgs-food-azote.jpg>)  
 原図考案：Johan Rockström and Pavan Sukhdev



出所：（公財）日本生態系協会資料